

申請概要

1 申請者

東日本電信電話株式会社

代表取締役社長 井上 秀一

西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 浅田 和男

(以下、上記2社を「NTT東日本・西日本」という。)

2 申請年月日

平成13年6月11日(月)

3 実施期日

認可後速やかに

4 申請の概要

平成13年6月8日の電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部を改正する省令の公布・施行並びに告示「電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件」の制定を受け、光ファイバ設備との接続に関する手続等について、電気通信事業法第38条の2第2項の規定に基づき、接続約款の変更を行う。

(1) 光ファイバ設備との接続に関する手続、標準的期間及び様式

(改正電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第1号イ(2)、ロ及びハ並びに第8号関連)

(2) 接続に必要な情報の開示の内容及びその手続

(電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第3項、電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件関連)

接続約款変更の主な内容

- 光ファイバ設備との接続に関する手続、標準的期間及び様式
光ファイバ設備との接続に必要な手続等を接続約款に規定。

線路設備調査の請求

光ファイバ設備を利用しようとする接続事業者は、次の様式に記入し、線路設備調査申込みを行う。（第10条の9第1項、様式第7-2）

様式第7-2（第10条の9第1項関係）

線路設備調査申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社

殿

所属（法人名等）

氏名 印

次のとおり、貴社の光回線設備との接続を行いたいので、線路設備調査を申し込みます。

1. 調査内容

調査する線路設備の概要	
接続を希望する設備の条件等	光信号中継回線 合計 区間 芯 光信号端末回線 合計 区間 芯
NTTビル内ケーブル設置に係る要望事項等	
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	

2. 調査費用

調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 光信号中継回線の場合は、別紙1に記載し添付すること。

3 光信号端末回線の場合は、別紙2に記載し添付すること。

4 NTT設備のユーザビル内光屋内配線の利用を希望する場合には、可能な限り、ビル管理者との調整状況及び関連資料を提供すること。

5 NTT設備のNTTビル内ケーブルの利用を希望する場合には、別紙3に記載し添付すること。

様式第7-2 別紙1

線路設備調査内容（光信号中継回線）

No	ルート コード	区間	利用希望芯線数	光回線設備接続モジュールにおけるフィルタ利用の有無	接続開始 希望時期	備考
		ビル名 ~ ビル名				

様式第7-2 別紙2

線路設備調査内容（光信号端末回線）

No	光信号端末回線				ユーザビル調査時の連絡先 (氏名、電話、会社名 (所属等))	ユーザビル内光屋内配線		接続開始 希望時期	備考
	区間	ユーザビル住所	利用希望芯線数	光回線設備接続モジュールにおけるフィルタ利用の有無		ユーザビル内光屋内配線調査希望の有無	利用階、部屋番号等		
	(始点 =NTTビル) (終点)								
	~								

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

線路設備調査の結果回答

ア) 請求から回答までの標準的期間を1か月以内とする。

(第10条の9第2項)

イ) 接続事業者の接続希望時期に光ファイバ設備を提供できない場合には、その理由を回答。(第10条の9第3項、様式第7-3)

様式第7-3(第10条の9第2項関係)

線路設備調査回答書

第 号
年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社



年月日付け 号にて線路設備調査申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、宜しくお願いします。

記

接続可能芯線数	光信号中継回線 合計 区間 芯 光信号端末回線 合計 区間 芯
調査費用	円(消費税については別途申し受けます)
その他	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注2 光信号中継回線の場合は、調査結果を別紙1に記載し添付します。

注3 光信号端末回線の場合は、調査結果を別紙2に記載し添付します。

注4 NTT設備のNTTビル内ケーブルの利用を希望された場合には、調査結果を別紙3に記載し添付します。

様式第7-3別紙1

線路設備調査結果(光信号中継回線)

No	ルート コード	区間							芯線数		提供 可能 時期	光回線設備接続モ ジュールにおけるファイ バ利用の有無		距離	ファイ バ 種別	伝 送 損 失	記事
		接続 開始 希望 時期 での 提供 の可 否	ビ ル 名	光主 配線 盤設 置加 ア	コネク タ種 別	ビ ル 名	光主 配線 盤設 置加 ア	コネク タ種 別	利用 希望 芯線 数	提供 可能 芯線 数		申 込	回 答				

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注2 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。

注3 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を記事欄に記載します。

注4 ファイバ種別については、シングルモード・マルチモードの別及び使用波長を回答します。

調査結果（光信号端末回線）

No	調査実施結果													光屋内配線			記事		
	光信号端末回線																		
	接続開始希望時期での提供の可否	ビル名	光主配線盤設置フロア	コネクタ種別	ユーザビル名	ユーザビル住所	光成端盤設置フロア	コネクタ種別	芯線数		提供可能時期	光回線設備接続モジュールにおけるフィルタ利用の有無		ファイバ種別	伝送損失	利用階部屋番号		利用希望	調査結果
									利用希望芯線数	提供可能芯線数		申込	回答						
				～															

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 注2 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。
 注3 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供ができない場合は、その理由を記事欄に記します。
 注4 ファイバ種別については、シングルモード・マルチモードの別及び使用波長を回答します。

光ファイバ設備の現用していない芯線がない場合の立入り

接続事業者の要望時期に現用していない芯線がない旨の通知がNTT東日本・西日本よりあった場合には、接続事業者はその確認のためNTT東日本・西日本の局舎内に立入ることができる（第10条の11）。

接続の申込み

接続事業者は線路設備調査の回答を受けて、提供可能時期が示されているものについては、1か月以内に接続の申込みを行う。（第10条の10第1項）

光ファイバ設備の保留

接続事業者は接続の申込みを行ってから1年以内に接続を開始する。（第10条の10第2項）

2 接続に必要な情報の開示の内容及びその手続
 次の情報の開示について規定する。

光ファイバ設備が収容されている通信用建物の住所・カバーエリア、光ファイバの種類（使用波長等）、キャビネットラックの仕様等（ウェブサイトによる公表）

区間ごとの光ファイバ設備の全芯線数及び未利用芯線数（開示申込みの日から2週間以内）

光主配線盤の全端子数及び空き端子数（開示申込みの日から2週間以内）

コロケーションが可能な場所及び光主配線盤の位置等についての図面（開示申込みの日から2週間以内）

等